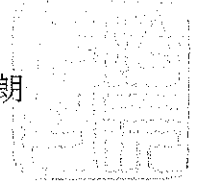


令和 6 年 1 月 26 日

長崎市長 鈴木 史 朗



長崎市税条例(昭和25年長崎市条例第57号)第10条第1項の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)又は長崎市税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる指定地域に住所地若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所若しくは事業所の所在地を有する者に係るもので、その期限が、令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

指定地域
富山県
石川県